

# 水道料金の一部が免除になります

新型コロナウイルス感染症が経済的に大きな影響をもたらしている状況を踏まえ、村民の生活や経済活動を支援するため、水道料金のうち、基本料金を3ヶ月分免除します。（量水器使用料を含む）

なお、1ヶ月の使用料が基本料金の10m<sup>3</sup>以内であれば、免除期間中の水道料金は無料となりますが、11m<sup>3</sup>以上の使用のお客様は、通常の超過料金として10m<sup>3</sup>を超えた分の水道料金が発生します。

対 象： 村内の水道使用者（官公署などは除く）

対象期間： 令和4年12月～令和5年2月分（令和5年3月請求分）

申 込： 不要 ※請求時に基本料金の額を差し引きます。

## 【免除額の例】

口径13mmの場合(3ヶ月) (600円+100円+消費税)×3ヶ月=2,310円

口径20mmの場合(3ヶ月) (600円+200円+消費税)×3ヶ月=2,640円

※免除となるのは、基本料金600円と、下記の量水器使用料分のみです。

・水道使用料・量水器使用料 1ヶ月(税抜き)

口 径	量水器使用料	基本料金(10m <sup>3</sup> まで)	超過料金(1m <sup>3</sup> につき)
13mm	100円	600円	60円
20mm	200円		
25mm	300円		80円
30mm	400円		
40mm	500円		
50mm	1,000円		
75mm	1,000円		

※下水道使用料金については免除になりません。

問い合わせ先： 田園整備課 建設係